

# 震災等緊急雇用対応事業

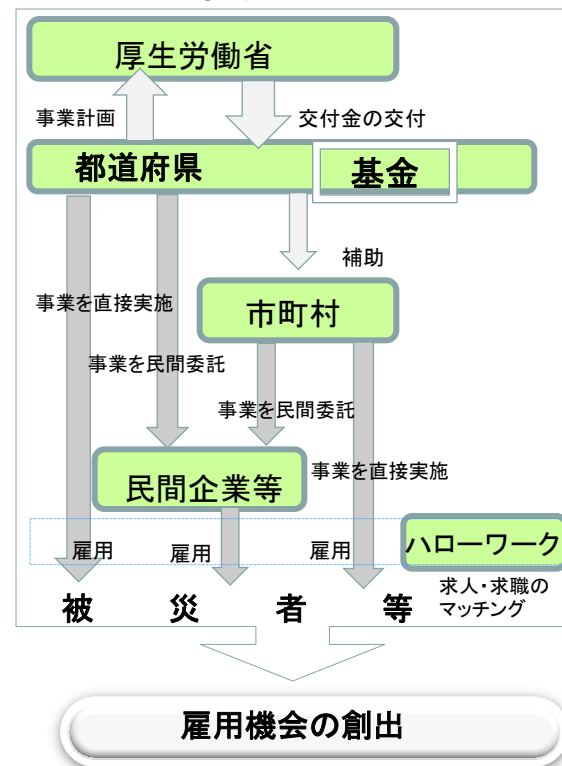
## 趣 旨

- 東日本大震災に伴い、住居や仕事を失った被災者が全国各地に避難する状況が続くとともに、被災地での雇用の復興には、なお時間を要する。
- このため、被災された方々を含め、震災等の影響による失業者について、雇用の場を確保し、生活の安定を図る。

## 概 要

- ◆ 事業実施期間：平成24年度末までに事業開始（平成25年度末まで）
- ◆ 事業概要
  - 都道府県又は市町村による直接雇用又は企業、NPO等への委託による雇用。
  - 雇用期間中に、知識・技術を身につけるための研修を行うことが可能。
- ◆ 対象者
  - 震災等の影響による失業者
- ◆ 実施要件
  - 事業費に占める新規に雇用される対象者の人件費割合は1/2以上。
  - 雇用期間は1年以内。ただし、被災求職者については複数回更新可とする。

## 《事業スキーム》



## 事業例

### 絆づくり応援事業【福島県】〔相馬市における仮設住宅支援業務〕

- 事業実施期間：平成23年6月～
- 雇用者数：13人
- 事業概要
  - 津波・原発事故により、多くの方々が応急仮設住宅での生活を余儀なくされている中、仮設住宅での生活支援業務のため、「仮設住宅運営スタッフ」として被災求職者が雇用されている。
- 事業内容
  - 相馬市内13箇所の仮設団地内で、生活支援や相馬市・NPO・ボランティア団体などとの連絡調整業務を行っている。具体的には、集会場の管理運営、団地内にて催される行事の支援、外部団体からの支援申し出に対する調整等。